

日本司法支援センターの中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しについて

平成 21 年 12 月 24 日
法 務 大 臣 決 定

綜合法律支援法第 42 条第 1 項に基づき、法務大臣が日本司法支援センターの第 1 期中期目標期間終了時に行うその組織及び業務全般にわたる見直しの内容を、別添 1 のとおり決定する。

今後、第 2 期中期計画が本決定に沿った内容となるように日本司法支援センターに求めるとともに、所要の措置を講じることとする。

本決定は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、日本司法支援センターの業務の特性に配慮する観点から、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（別添 2）を踏まえ、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会の意見を聴いた上で、法務大臣が決定するものである。

日本司法支援センターの第1期中期目標期間終了時における
組織及び業務全般にわたる見直し

第1 日本司法支援センターの現状

1 目的及び使命

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする法人である。

支援センターは、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。今後も、支援センターには、法による紛争解決を身近なものにするための取組が期待されるところである。

2 これまでの取組

支援センターは、①法による紛争の解決のための制度の利用を容易にするための情報提供業務、②経済的に余裕のない方が弁護士等の援助を受けて民事裁判等手続により紛争を解決するための民事法律扶助業務、③国選弁護関連業務、④弁護士等が地域にいないこと等弁護士等に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、弁護士等によるサービスを提供するための司法過疎対策業務及び⑤犯罪被害者に対する総合的な情報提供や精通弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務を行っており、いずれの業務においても、一定の成果を上げてきた。例えば、情報提供業務、民事法律扶助業務及び犯罪被害者支援業務に関しては、増加する需要に対して、国選弁護関連業務に関しては、平成21年5月の裁判員制度の導入や被疑者国選弁護の範囲の大幅拡大に対して、いずれも適切に対応しており、司法過疎対策業務に関しては、日本弁護士連合会と連携しつつ、着実に、いわゆる弁護士ゼロワン地域を減少させてきた。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しは、支援センターの行っている業務が、憲法で保障されている裁判を受ける権利、刑事被告人の国選弁護人を選任してもらう権利を実現するために不可欠なものであり、また、司法に密接に関連するものである点に十分留意しつつ、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえた上で行う。

法務大臣による支援センターに対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置は、上記の点で、一般の独立行政法人とは異なるものである。他方で、支援センターは、国費を受けて業務を行っていることから、支援センターの業務の特殊性に配慮し、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつも、可能な限り効率的で効果的な業務運営が行われるようにするという見地からのものが中心となる。

2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、支援センターが第1期中期目標期間において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、第1期中期目標期間において必ずしも国民の期待に応えられていない点は改善していく観点が必要であることから、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、組織及び業務を的確に見直すことが必要である。

司法が果たすべき役割は、ますます重要になっており、法による紛争解決を身近なものにするための支援センターの業務に対する国民の期待も高まっている。また、国費の支出の適正、国費を投入して行う事業の意義、効果についての国民の関心も高まっている。今回の支援センターの組織及び業務全般の見直しは、全体として、このような状況を踏まえたものとすることが求められる。

そこで、支援センターにおいては、本部、地方事務所を問わず、支援センターの全ての役職員が、このような状況を踏まえた上、利用者の視点か

らサービスの質の向上を図り，国民のニーズに応じた機動的かつ柔軟な業務運営を行うとともに，常にコスト意識を持ち，納税者の視点から，資金投入の必要性，支出の適切性，投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり，必要に応じ，自発的に創意工夫をして，効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていく姿勢が求められている。

支援センターの業務運営の責任を負う理事長は，自らリーダーシップを適切に発揮し，効率的で効果的な業務運営に努め，利用者でありかつ納税者でもある国民の満足度の向上を図ることが求められている。

第3 支援センターの組織及び業務全般の見直し

支援センターは，この見直しの内容に沿って検討を行い，その結果を中期計画や年度計画に具体的に盛り込むことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 職員の採用，配置に関する見直し

ア 職員一般

職員数については，総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ，業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には，業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で，必要な数の採用を行う。職員の配置については，配置先の業務量に応じた適正なものとする。

イ 常勤弁護士

常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ，支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては，民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任体制の確立，地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性，地域における一般契約弁護士の事件の受任状況等を考慮し，適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。

(2) 支部・出張所の見直し

支部・出張所については、業務量、対応する地方事務所の体制、支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。

2 業務全般の見直し

(1) 情報提供業務の見直し

ア コールセンターの利用促進

電話による情報提供（犯罪被害者支援に関するものを含む。）について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所で提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その適否を検討する。

イ コールセンターの設置場所等

コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて必要な検討を行う。

ウ サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、コールセンターの利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーターの質の向上に努める。

エ 関係機関との連携強化

消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど、利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。

(2) 民事法律扶助業務の見直し

ア 償還金の確保等

年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、立替金債権の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行う。その上で、生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、適切に対応する。

償還を要すべき者に対しては、初期滞納の段階での回収率の向上を図る、長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する、償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かして、支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し、適切に実施する。

イ 事務手続の効率化

審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用するなどの方法により、事務手続の効率化を図る。

(3) 国選弁護関連業務の見直し

業務運営の効率化の観点から、国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の簡素化、合理化を図る。

(4) 司法過疎対策業務の見直し

ア 司法過疎対策地域事務所の設置

司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の要否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を具体的に明らかにする。

地域の実働弁護士の数、地域のニーズ、日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況等を的確に把握することにより、司法過疎対策地域事務所の設置、廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。

イ 司法過疎対策地域事務所を設置していない地域における常勤弁護士の巡回

司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、

より多くの者に、ニーズに応じたサービスを提供するため、ニーズを十分に把握し、このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービスを充実させる。

(5) 犯罪被害者支援業務の見直し

ア 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外の窓口対応職員の技能の向上

効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所において犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯や、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口での情報提供を担当する職員に対し、必要な研修を行うことなどにより、二次被害を防止するなど犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。

イ 関係機関との連携協力関係の強化

犯罪被害者に対して適確な情報を効率的に提供するために、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、関係機関との連携協力関係を強化する。

3 その他見直し

(1) 自己収入の確保

引き続き、寄附金等の獲得に努める。

(2) 一般管理費

役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化、効率化を行うよう努める。人件費以外の一般管理費について、契約手続の適正を維持するとともに、無駄を極力排除し、全体として効率化に努める。

(3) 効率的で効果的な広報の実施

支援センターの知名度を向上させ、利用の促進を図るため、効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施する。また、広報に要した費用と効果を事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。

(4) 内部統制

支援センターの業務に係る不祥事を未然に防止するため、業務フローを検証し、支援センターとしてとりうる対策を講じるとともに、内部統制を強化するために必要な措置についても検討し、実施する。また、法令遵守（コンプライアンス）体制の充実を図り、これを維持するよう努める。

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の主要な事務及び事業については、法テラスが独立行政法人の仕組みを準用していることにかんがみ、法テラスが真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 民事法律扶助業務の見直し

1 債権管理・回収計画の策定等

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象とした、①無料法律相談を実施する法律相談援助、②民事裁判手続の準備及び遂行のための代理人に支払うべき報酬等を立替払いする代理援助及び③民事裁判手続に必要な書類の作成に要する報酬等を立替払いする書類作成援助からなっており、これらの援助件数や立替額は年々増加している。

法テラスでは、主に運営費交付金をもとに代理援助及び書類作成援助に係る費用の立替払いを行っているが、当該立替金に対し、毎年度、多額の貸倒懸念債権や破産更生債権が発生している。

本業務は資力の乏しい方を対象としたものであるが、運営費交付金を主な財源としている以上、可能な限り国の歳出を増大させないことが必要であることから、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 年度ごと、地方事務所等ごとの債権管理・回収計画を策定し、毎年度、当該債権の管理・回収状況について検証の上、厳格に評価するとともに、不断に見直すものとする。また、生活保護受給者等に係る債権等、償還の見込みのない債権については、償却も含め検討し、適切に処理するものとする。
- ② 初期滞納者に対する督促の強化やコンビニエンスストアを利用した償還を促進する等、立替金の償還滞納者に対する効果的な督促方法や償還方法を工夫することにより、民事法律扶助立替金の償還を促進するものとする。その際、償還割合の高い地方事務所における取組を把握し、効果的な方策を活用するものとする。

2 事務処理の効率化

審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用することによる審査時間の短縮化等、本業務に係る事務手続の効率化を図るものとする。

第2 司法過疎対策業務の見直し

1 司法過疎地域事務所の設置基準の明確化等

法テラスでは、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置し、当該地域事務所に弁護士を常勤させ、民事法律扶助業務等のほか、有償で事件を受任している。

法テラスでは、司法過疎地域事務所の設置について、年度計画において、「地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ地域事務所を設置」することとしており、このほか、地域の要望や採算性等の要素も考慮している。

また、法テラスでは、地方裁判所支部単位で実働弁護士1名当たりの人口が非常に多い地域についても、公共交通機関の整備状況、事件数、地方公共団体等の支援体制等を考慮し、司法過疎地域事務所を設置することとしており、今後も司法過疎地域事務所の設置数は増加することが見込まれる。

しかしながら、人口や事件数、公共交通機関を用いて要する時間、地域の支援等について、司法過疎地域事務所の設置に係る具体的かつ明確な基準は設けられていない。

また、司法過疎地域においては、日本弁護士連合会においても、公設事務所を設置する制度を設けている。

以上を踏まえ、司法過疎地域事務所の適切な設置、効率的な業務運営を行うため、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 司法過疎地域事務所の設置・廃止の可否についての検討に資するため、司法過疎地域事務所を設置・廃止する際に考慮する要素を、法テラスが作成する中期計画等において、具体的に明らかにさせるものとする。
- ② 日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、実働弁護士数、地域ニーズの的確な把握等により、司法過疎地域事務所の設置・廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一

定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。

2 司法過疎地域への常勤弁護士の巡回実施等

法テラスでは、司法過疎地域事務所が設置されていない地域において、近接する地方事務所（地方裁判所本庁単位に設置）の常勤弁護士による巡回を実施し、法律相談等を行っているが、当該巡回の内容の多くは、受任した事件の弁論、接見等、特定の者を相手としたものとなっており、不特定多数の者を対象とする法律相談の実績は少ない。

司法過疎地域においてより多くの者に法律サービスを提供するため、当該司法過疎地域のニーズを十分把握し、地方事務所における既存の常勤弁護士の配置の見直し等による司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービス提供を充実させるものとする。

第3 情報提供業務の見直し

1 コールセンターの地方移転

法テラスでは、コールセンターを設置し、研修を受けた消費生活相談専門員等の消費生活相談資格者等が、法的紛争解決のための法制度等に関する情報を電話により提供している。

当該コールセンターの業務は法テラスから委託を受けた民間事業者が東京都 23 区内にコールセンターを設置し実施しているが、電話により情報を提供しているコールセンターを東京都 23 区内に設置しなければならない必要性は少ない。

コールセンター業務に係る次期契約更新時においては、経済性の観点、サービス品質の維持等について総合的に勘案の上、コールセンターの地方への移転も含めた検討を行うものとする。

2 コールセンターと地方事務所等との役割の明確化

法テラスでは、コールセンターのほか、地方事務所等においても情報の提供を行っており、地方事務所等においては、主に面談による情報の提供を行うこととしている。

しかしながら、地方事務所等においても、電話による法制度に関する照会等、面談

を要しない事案の問い合わせを受け付けている状況にある。

コールセンター及び地方事務所等における効率的な業務運営を行うため、法テラスに対し、犯罪被害者支援に関するものも含め、コールセンターにおいて提供している情報の種類や内容、地方事務所において対応している事案の内容について、両者の役割が明確となるよう、国民に対する周知を行わせるものとする。

また、コールセンターと地方事務所等との間の電話転送機能を付与することについて、事務所ごとに、受電件数及びコールセンターからの紹介件数並びに体制及び費用対効果を検証の上、当該機能の付与の適否を検討するものとする。

3 オペレーター研修の充実

コールセンターでは、研修を受けたオペレーターが電話対応業務に従事しているが、利用者から「たらい回しにされている気がする」、「対応がまちまちで中には事務的な人がある」といった声が寄せられている。

利用者サービスの向上を図るため、利用者の声を業務にフィードバックする仕組みを構築・徹底するとともに、ケーススタディ等を内容とするオペレーター相互の研修の充実を図るものとする。

4 関係機関との連携強化

利用者が有用かつ適切な情報を得られるようにとの観点から、消費者庁、地方公共団体等の関係機関との連携・協力を強化し、法テラスと関係機関それぞれが対応可能な事案の具体的内容の把握、情報の共有等を行うことにより、利用者サービスの向上を図るものとする。

第4 犯罪被害者支援業務の見直し

1 一般の窓口対応職員の活用

法テラスでは、コールセンター及び地方事務所等において、犯罪被害者支援に関する情報についても提供しているが、被害者の心情に配慮した対応を行うことができるよう、一部の地方事務所においては、実際に犯罪の被害に遭われた方で犯罪被害者支援活動に従事し、犯罪被害者支援に造詣の深い方を犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員として採用・配置し、犯罪被害者支援に関する情報の提供業務を行っている。

一方、これら専門職員が配置されていない時間帯や未配置の地方事務所においては、その他の窓口で対応を行う職員が犯罪被害者支援に関する情報の提供業務を行っている。

犯罪被害者支援に関する情報の提供業務においては、効率的な業務運営を行うため、二次被害を防止する対応スキルの会得等を内容とする研修の充実を図ることなどにより、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員のみならず、それ以外の窓口で対応を行う職員も、被害者の心情に配慮した質の高いサービスを提供することができるようにするものとする。

2 関係機関との連携強化

これまでの相談内容も踏まえた的確な対応及び効率的な業務運営を行うため、都道府県警察、民間犯罪被害者支援団体、臨床心理士会等の犯罪被害者支援に係る機関との連携・協力を強化するものとする。その際、都道府県警察が事務局となり設置している犯罪被害者支援連絡協議会の場などを積極的に活用するものとする。

第5 国選弁護士確保業務の見直し

法テラスでは、被疑者や被告人に対する国選弁護士等の候補者の裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬等の支給等の業務を行っており、国選弁護等の対象となる事件数は増加している。また、平成21年5月から被疑者国選弁護の対象範囲が拡大されている等、今後も事件数・業務量の増加が見込まれる。

効率的な業務運営を行うため、報酬の再算定に係る不服申立てについて、事務所限りで処理する等、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図るものとする。

第6 常勤弁護士の確保

法テラスでは、勤務契約を締結した常勤弁護士を地方事務所等に常勤させ、民事法律扶助業務における代理援助、国選弁護関連業務における弁護士又は付添人、司法過疎対策業務における有償事件の受任等の業務を行っている。

法律サービスを広く公平に提供するため、真に必要な常勤弁護士数について厳格に検証するとともに、地方事務所への常勤弁護士の適正配置についても検討するものとする。

その際、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における契約弁護士の受任状況等の要素を考慮するものとする。

第7 組織面の見直し

1 支部・出張所の見直し

法テラスには、地方事務所及び地域事務所のほか、地方事務所等の事務の一部を分掌させるため、支部及び出張所が設置されており、情報提供業務、民事法律扶助業務等を行っている。

しかしながら、支部と出張所が近接して設置されているものがある状況がみられる。

支部・出張所について、業務量、地方事務所の体制、費用対効果を踏まえ、廃止も含めた必要な見直しを行うものとする。

2 職員の適正配置

法テラスでは、業務量が年々増大しており、当該増大に伴い職員数も増加している。

しかしながら、職員の配置状況をみると、業務件数から見れば配置職員数が不均衡ではないかとうかがえる出張所もみられる。

業務量の増大に伴う適正な規模の職員数の増加はやむを得ないところであるが、職員の採用・配置に当たっては、安易な職員の採用増や配置とならないよう、業務を行うために真に必要な職員数を常に検証した上で、必要な数の職員の採用、地方事務所等への適正な配置を行うものとする。

第8 自己収入の確保

法テラスの業務は、国選弁護人確保業務を除き、運営費交付金を主な財源として行われており、その他の財源として寄附金等を受け入れている。

可能な限り国の歳出を増大させないため、寄附金等の獲得方策について検討するものとする。

第9 その他

1 効果的な広報の実施

平成 20 年度に内閣府が実施した世論調査の結果等をみると、法テラスの認知度は低いものとなっている。

法テラスの認知度を向上させ、利用を促進させるため、法テラスが実施するアンケート調査結果を活用するとともに、関係機関との連携強化による周知、インターネットリスティング広告等、効果的な広報を実施するものとする。その際、費用対効果について検証するものとする。

2 内部統制の強化等

法テラスでは、法テラスの業務に係る契約弁護士による不祥事が複数発生していることから、こうした不祥事の発生を防止するために法テラスとしてできる対策を適切に講ずることについて検討し、実施するものとする。

また、法テラスの内部統制を強化するために必要な措置についても検討し、実施するものとする。